

令和 7 年度消費者行政の事業説明

1 消費生活行政の総合的な推進

(1) 「広島市消費生活条例」の運用

市民の消費生活の安定と向上を確保するため、本市及び事業者の責務並びに消費者等の役割を明らかにするとともに、消費者の利益の擁護や増進に関する本市の施策についての必要事項を定めた「広島市消費生活条例」を平成 18 年(2006 年)10 月に公布し、平成 19 年(2007 年)4 月に全部施行した。平成 24 年(2012 年)3 月には一部改正(平成 24 年(2012 年)4 月 1 日施行)し、基本計画の策定を規定した。本市は同条例に基づき、消費者施策を実施している。

(2) 第 3 次広島市消費生活基本計画の推進

「広島市消費生活条例」に基づき、平成 25 年(2013 年)3 月に「広島市消費生活基本計画」を、平成 30 年(2018 年)3 月に「第 2 次広島市消費生活基本計画」を策定し、推進を図っていたが、「第 2 次広島市消費生活基本計画」が令和 4 年度(2022 年度)で満了となることから、令和 5 年(2023 年)3 月に「第 3 次広島市消費生活基本計画」を策定した。同計画により、消費者施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

なお、同計画は「消費者教育の推進に関する法律」第 10 条第 2 項に定められた「消費者教育推進計画」にも位置付け、消費者教育の推進に取り組んでいる。

<計画の概要>

ア 計画期間

令和 5 年度(2023 年度)から令和 9 年度(2027 年度)までの 5 年間

イ 計画の内容

「消費者が主役となる社会の形成-消費者被害のない社会と消費者市民社会の構築を目指して-」を基本目標に掲げ、4 つの基本方針(消費生活の安全・安心の確保、消費者の被害の救済、消費者教育の推進、持続可能な社会の形成に向けた消費行動の推進)の下、5 年間の重点課題・目標を掲げて消費生活の安定と向上を目指す。

ウ 計画の推進

(ア) 計画の推進体制

広島市の関係部局、国、県、近隣市町の関係機関、消費者団体、事業者団体等との連携の下、消費者施策を推進する。また、計画の内容や消費者施策の実施状況等については、広島市消費生活審議会に報告するとともに、広島市ホームページで公表する。

(イ) 計画の進行管理

計画の着実な実施を図るため、毎年度、「消費者施策(個別施策)実施状況」を作成するとともに、PDCA サイクルの実施による適正な進行管理を行う。

(3) 広島市消費生活審議会の運営

消費生活に関する重要な事項について、学識経験者等の意見を聴取することにより、本市の消費者施策の効果的な実施を図る。

(4) 広島市消費生活審議会消費者教育部会の運営

消費者教育に関する重要な事項について、学識経験者等の意見を聴取することにより、本市の消費者教育に係る施策の効果的な実施を図る。

なお、本部会は「消費者教育の推進に関する法律」第20条第1項に基づく「消費者教育推進地域協議会」として位置付ける。

(5) 広島市消費生活審議会消費者安全確保部会の運営

消費者安全の確保に関する重要な事項について、学識経験者等の意見を聴取することにより、本市の消費者安全の確保に係る施策の効果的な実施を図る。

なお、本部会は「消費者安全法」第11条の3第1項に基づく「消費者安全確保地域協議会」として位置付ける。

2 消費生活行政推進のための施策

基本方針1 消費生活の安全・安心の確保

(1) 危害・危険の防止

ア 商品・サービスの安全性の確保

消費生活に欠かせない商品やサービスの安全性を確保するよう、関係法令等に基づき、関係施設等への立入検査や監視・指導等を実施するとともに、安全性についての正しい知識の普及を目的とした講習会等や情報提供、必要に応じて安全性の確保に関する補助制度による支援を実施する。消費生活センターで所管する個別施策は次のとおりである。

(ア) 広島市消費生活条例に基づく事業者への調査・指導・勧告等

事業者への調査・指導・勧告等を行い、被害の発生や拡大の防止を図る。

イ 消費者事故の発生・拡大の防止

生命・身体にかかわる消費者事故の発生・拡大を防ぐよう、他機関と連携した商品テストを実施するとともに、重大事故が発生した場合は、迅速に、関係法令に基づく消費者庁への報告、消費者への情報提供などを行う。消費生活センターで所管する個別施策は次のとおりである。

(イ) 製品の性能・欠陥等に対する原因究明の支援

製品の性能・品質・欠陥等に関する苦情相談に対して、迅速かつ的確に国等の関係機関に商品テストを依頼し、原因究明の支援を行い、消費者事故の再発防止等に努める。

(ロ) 消費者事故等への迅速な対応

生命・身体に影響するような重大事故等が発生した場合には、速やかに消費者事故に関する情報を消費者庁に通知し、被害の拡大防止を図る。

また、商品事故等に関する緊急情報をホームページ等により市民へ情報提供し、被害の発生や拡大の防止を図る。

(2) 適正な取引環境の確保

ア 表示・規格・計量等の適正化

商品やサービスを選択する基準である表示等の適正化を図るよう、関係法令等に基づき、関係施設等への立入検査や監視・指導等を実施するとともに、計量についての正しい知識の普及を目的とした啓発事業を実施する。消費生活センターで所管する個別施策は次のとおりである。

(ア) 家庭用品品質表示法等に基づく立入検査

家庭で使用する製品について、立入検査を実施し、必要に応じて指導等を行い、家庭用品等の品質に関する表示の適正化を図る。

(イ) 広島市消費生活条例に基づく表示基準の必要性等の検討等

消費者が商品やサービスを選択する際の判断基準となる表示等について、条例に基づき事業者が遵守すべき基準の策定の必要性について検討し、適正な取引環境の確保に努める。

また、消費生活条例に基づき、必要に応じて事業者への調査・指導・勧告・公表を行い、被害の発生や拡大の防止を図る。

イ 生活関連物資の安定供給

生活関連物資が安定的に適正な価格で供給されるよう、価格動向等を調査し、公表するとともに、中央卸売市場における生鮮食品等の取引の適正化等に努める。消費生活センターで所管する個別施策は次のとおりである。

(ア) 物価の監視・調査等

日常生活に関連の深い生活関連物資について、消費生活モニターにより価格動向等の調査を行うとともに、ホームページで公表し、生活関連物資の安定供給を図る。

また、生活関連物資の価格が著しく上昇した場合等には、消費生活条例に基づき特定生活関連物資として指定し、必要な調査を行うとともに、事業者が円滑な流通を妨げているなどと認められる場合には、事業活動を是正するよう指導や勧告を行う。

(3) 事業者に対する指導

ア 国・県と連携した事業者指導

悪質な消費者被害を防止するよう、国や県と情報交換を行い、行政処分の可能性がある場合には、県等の関係機関と連携し、適切に対応する。消費生活センターで所管する個別施策は次のとおりである。

(ア) 国・県との情報交換

国・県の会議等に参加し、消費者被害等に関する情報交換を行い、悪質な消費者被害の防止に努める。

イ 広島市消費生活条例に基づく不当取引行為への対応

不当な取引行為が懸念される事案が生じた場合には、事業活動の是正を図るよう、事業者への状況聴取等を行い、是正が図れないような悪質な場合には、条例に基づく指導等を行う。消費生活センターで所管する個別施策は次のとおりである。

(ア) 事業者からの事情聴取等の実施

不当な取引行為が懸念される場合には、事業者への状況聴取、三者面談等を行うことで実態を把握するとともに、事業者と改善について協議を行い、事業活動の是正を図る。

(イ) 広島市消費生活条例に基づく不当取引防止のための情報収集

条例に定める不当な取引行為の禁止に係る運用について、他都市の取組について調査・研究し、不当取引の防止に努める。

(4) 安全・安心な地域づくりの推進

ア 地域連携による安全・安心な環境づくりの推進

自ら消費者被害を予防することが困難な弱い消費者が、地域で安心して暮らせるよう、消

費者被害の防止等につながる講座やパンフレットの配布等による情報提供を行う。また、地域団体等と連携した見守り体制を活用するとともに、地域での消費者被害の防止等の担い手となる消費生活サポーターや消費生活協力団体の拡充を図る。消費生活センターで所管する個別施策は次のとおりである。

(ア) 地域住民への情報提供

消費者被害や消費生活センターの業務内容に関する情報を地域住民に直接届けることにより、消費者被害の防止を図るとともに、消費生活センターの認知度を向上させ、消費生活相談につなぐ。

(イ) 消費者安全確保部会の構成団体と連携した見守り体制の整備

消費者安全確保部会の構成団体に所属する方に、消費生活に関する見守り活動のあり方を学ぶための講座等を実施し、消費生活サポーターや消費生活協力団体として、見守り活動に取り組む体制を整備することにより、消費者被害の未然防止や拡大防止を図る。

(ウ) 見守り関係団体等との連携

消費生活協力団体や地域包括支援センター等と情報を共有し、地域の見守り活動を実施することにより、消費者被害の未然防止や拡大防止を図る。

なお、令和7年度は、見守り関係団体と更なる連携強化のため、デジタル技術を活用した取組の導入を検討する。

イ ぜい弱な消費者の権利擁護の推進

判断能力が不十分または意思や権利を主張することが困難な高齢者や障害者等の権利を擁護するよう、財産侵害から保護する制度等を周知し、その利用促進を図る。消費生活センターで所管する個別施策は次のとおりである。

(ア) 消費生活相談におけるぜい弱な消費者の権利擁護の推進のための関係機関の紹介

自立した消費生活が難しいと思われる場合には、家族や介護支援専門員などに権利擁護のための制度や行政の福祉関係窓口を紹介し、利用を促すことにより、消費者被害の未然防止につなげるよう努める。

基本方針2 消費者の被害の救済

(1) 相談体制の充実

ア 相談機能の強化

消費者が消費生活相談をしやすい環境を整備するよう、電子メールでの相談受付やオンライン相談等、多様な相談機会を提供するとともに、国が検討している消費生活相談のデジタルトランスフォーメーション（DX）についても、動向等を踏まえながら、迅速に対応する。消費生活センターで所管する個別施策は次のとおりである。

(ア) 消費生活相談のデジタルトランスフォーメーション（DX）への対応

デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展を踏まえ、相談者が消費生活相談をしやすい環境の整備に取り組み、相談者の利便性の向上と業務の効率化を図る。

なお、令和7年度は、国が令和8年10月稼働を予定している消費生活相談の新システムの整備に向け、ネットワークの整備等を行う。

(イ) 消費生活相談での外国人への対応

多言語で生活に関する相談などを行う外国人相談窓口や音声通訳アプリを活用することにより、日本語が十分理解できない外国人の相談対応を強化する。

イ 相談対応力の向上

消費生活相談員が、複雑化・多様化する相談内容に対応できるよう、研修等により、業務に関する専門知識の習得や相談対応時のコミュニケーション能力等の向上を図るとともに、全国消費生活情報ネットワークに集積している消費者被害に関する情報を活用し、消費者被害の拡大防止を図る。また、靈感商法や訪問販売により不当な勧誘があった場合等には、弁護士等と連携し、相談の解決に向けた的確な助言を行う。消費生活センターで所管する個別施策は次のとおりである。

(ア) 国民生活センター等主催の相談業務に係る研修への参加

国民生活センターが実施する専門研修や県が実施する研修に相談員を参加させ、専門知識を習得するとともに、総合的な能力の向上に努める。

(イ) 消費生活センター主催の相談業務に係る研修の実施

消費生活センターにおいて研修を実施し、相談対応能力などの相談員の総合的な資質の向上に努める。

(ウ) 弁護士会との事例検討会の実施

弁護士を講師に招き、解決困難事例等について事業者との交渉方法等のアドバイスを受ける事例検討会を実施し、複雑化・多様化する消費者トラブルに対応するための能力向上を図る。

(エ) 消費者被害に関する広域的情報共有

全国消費生活情報ネットワークを活用し、全国または広島広域都市圏等での消費生活相談等に関する情報を把握し、市民に提供することで、被害拡大の防止を図る。

また、相談情報をネットワークに登録することにより、全国の消費生活センターと情報共有を図るとともに、相談データの管理・検索の効率化を図る。

(オ) 相談員のあっせんによる契約トラブル等の解決

複雑・高度な内容の消費生活相談で事業者との交渉が必要な場合には、相談員が消費者と事業者の間に入って交渉し、あっせんによる問題解決を図る。

(カ) 弁護士による助言業務の実施

専門的な法律知識を要する相談については、相談員が弁護士からの的確な助言を仰ぎ、消費者トラブルの解決を図る。

ウ 消費者紛争・訴訟への支援

法律の専門家の見識を必要とするなど、消費生活相談による苦情処理では解決が困難な相談については、条例に基づき、弁護士等で組織された消費生活紛争調停委員会における調停等により、解決を図る。消費生活センターで所管する個別施策は次のとおりである。

(ア) 消費生活紛争調停委員会における調停等

消費生活紛争調停委員会で被害救済の調停及び訴訟費用の貸付の認定等の審議を行い、解決を図る。

また、消費生活紛争調停委員会で、調停で解決できなかった苦情などについて、一定の要件を満たす場合は、訴訟に必要な費用の貸付けを行う。

(イ) 適格消費者団体との連携

適格消費者団体との連携を進めるとともに、被害拡大の恐れのある場合は、相談者に同団体へ情報の提供を働きかけ、被害の拡大防止に努める。

エ 広島市消費生活センターの周知

消費生活に関わるトラブルや悩みについては、消費生活センターがその解決に向けた助言等を行う機関であることを周知し、相談に導くよう、消費生活センターの業務内容や消費者被害に関する情報等を様々な広報媒体を活用し情報提供を行うとともに、消費者団体等と連携した啓発活動の拡充を図る。消費生活センターで所管する個別施策は次のとおりである。

(ア) 消費生活情報紙の作成等

消費生活情報紙「知っ得なっとく」を作成し、市民等に提供することにより、自立した消費者の育成と消費者被害の未然防止や拡大防止を図る。

(イ) 市広報紙等を活用した情報提供

市の広報紙や広報番組、SNSなどを活用し、消費生活に関する情報を市民に提供することにより、自立した消費者の育成と消費者被害の未然防止や拡大防止を図る。

(ウ) 消費者力向上キャンペーン事業

消費者自らの学習意欲を高めるため、消費者団体、事業者団体等と協力し、消費者月間や各種イベントに合わせて消費者啓発事業を実施することにより、消費者力の向上を図る。

(2) 関係機関との連携

ア 行政機関との連携

消費者トラブルが潜在化しないよう、より適切な相談窓口への紹介や情報交換など、市関係相談窓口や他の行政機関との相互の連携を図る。また、架空請求やインターネット販売での詐欺行為等、犯罪につながる可能性がある相談の場合には、県警と連携して対応する。消費生活センターで所管する個別施策は次のとおりである。

(ア) 市関係相談窓口との連携

消費生活センターと消費者問題に関係する相談窓口及び関係機関が連携し、相談内容の解決や情報共有を進める。

(イ) 多重債務問題対策における関係機関等との連携

多重債務問題関係課長連絡会議における多重債務の相談状況や実状等の情報交換や、窓口で市民と接する関係課職員への研修会を開催することにより、相談窓口への誘導や多重債務に苦しむ市民の早期発見に努める。

(ウ) 県消費生活センターとの連携

消費生活相談において、行政処分の可能性がある案件については、県消費生活センターと情報交換を行い、連携して対応することにより、悪質な消費者被害の防止に努める。

(エ) 県警との連携

消費生活相談において、犯罪につながる可能性がある案件について、県警と情報交換を行い、連携して対応することにより、悪質な消費者被害の防止に努める。

イ 相談機関等との連携

複雑化・多様化する消費者トラブルに対応できるよう、弁護士会等による相談会の実施や業界団体等との情報交換など、相談機関等との相互の連携を図る。また、多重債務や専門的な法律知識を要する相談があった場合には、弁護士会などの相談機関等と連携して対応する。消費生活センターで所管する個別施策は次のとおりである。

(ア) 弁護士会等との連携による相談会の実施

弁護士会、司法書士会等との連携により無料相談会を実施し、消費生活センターのみでは解決することが困難な事案について専門家の協力を得て解決を図る。

(1) 各種業界の相談窓口との連携

消費生活センターに寄せられる消費者の苦情や相談等について、事業者団体等へ情報提供し、事業者との連携を深めることにより、消費者トラブルの解決を図る。

また、業界団体との情報交換や会議の場を利用して、情報交換を行い、消費者トラブルの解決を図る。

(3) 消費者意見の反映

ア 消費者施策への消費者意見の反映

消費者施策を市民の消費生活の安定と向上に効果的につなげるよう、消費者が消費者施策に参画し、その意見を述べる機会を設け、消費者意見を消費者施策に適切に反映させるとともに、必要に応じて条例に基づく措置を講じる。

(ア) 消費生活相談における消費者の意見・要望等の把握・反映

消費生活に関する相談及び苦情の処理・あっせんを行う際に、消費者の意見・要望等を的確に把握し、消費者施策に反映する。

(イ) 消費生活審議会への消費者団体、公募市民の参画

消費生活審議会への消費者団体及び公募市民の参画による意見聴取などにより、市民意見を反映する。

(ウ) 消費生活モニター、ホームページにおける消費者の意見の募集

物価調査において消費生活モニターからの意見を聴取する。また、必要に応じてホームページにおいて消費者の意見の募集を行い、消費者施策に適切に反映させる。

(エ) 市長への申出制度

消費者の権利が侵害されていることについて相当な理由があるとき、市長へその旨の申出があった場合は、条例に基づく措置を講じる。

基本方針3 消費者教育の推進

(1) ライフステージに応じた消費者教育の推進

ア 学校における消費者教育の推進

自立した消費者として行動することができる力を育成するよう、学習指導要領に基づく消費者教育教材の作成やSNSを活用した情報提供等を行うとともに、消費者教育コーディネーターによる学校訪問や出前講座など、教育委員会と連携した消費者教育の拡充を図る。消費生活センターで所管する個別施策は次のとおりである。

(ア) 消費者教育教材の作成等

消費生活について、わかりやすく学ぶための消費者教育教材や教員が指導するときに参考となる指導資料等を作成・配布することにより、自立した消費者の育成を図る。

(イ) 消費者教育コーディネーターの学校訪問

消費者教育コーディネーターが学校を訪問し、学校現場の情報収集や消費生活センターからの情報提供を行い、教育委員会と連携した消費者教育の推進を図る。

(ウ) 大学等における消費者教育の推進

大学等に、新入生を対象にした消費者教育の実施を働きかけるとともに、消費生活に関する情報を提供することにより、クレジットカード、悪質商法等に係るトラブル防止を図る。

イ 地域・家庭・職場における消費者教育の推進

生涯を通じて切れ目なく消費者教育を受けられるよう、消費者教育教材等による情報提供や、出前講座や親子で学ぶ学習会など、年齢層に応じた啓発活動を行うとともに、自立した消費者の

育成につながる取組を進めている事業者等を顕彰し、取組意欲の向上を図る。消費生活センターで所管する個別施策は次のとおりである。

なお、令和7年度は職域向けの消費者教育を推進するため、事業者団体等へ声掛けを行い、意識向上を図る。

(ア) 消費生活出前講座の実施

学校、高齢者団体、地域で高齢者を支援する団体などに講師を派遣し、消費者トラブルの実例などを通して、消費生活の基礎的知識の普及に努め、自立した消費者の育成と消費者被害の未然防止や拡大防止を図る。

(イ) 電子メディアに関する講習会の開催

青少年や保護者及び教職員等を対象として、インターネットやSNS等電子メディアの利用に係る危険性、正しい活用方法及び利用する際の家庭でのルールづくりに関する講習会を開催し、青少年の電子メディアの適正利用を促す。

(ウ) 小学生向け夏休み研究学習会等の実施

夏休み期間中に、家庭生活に密着した消費者教育を行う学習会を実施し、消費行動の実践力の向上を目指す。

(エ) 二十歳を祝うつどいにおける消費者啓発

二十歳を祝うつどいにおいて、消費者被害に関する情報を提供するなど消費者啓発を行うことにより、消費者力の向上を図る。

(オ) 消費者力向上キャンペーン事業

消費者自らの学習意欲を高めるため、消費者団体、事業者団体等と協力し、消費者月間や各種イベントに合わせて消費者啓発事業を実施することにより、消費者力の向上を図る。

(カ) 消費者啓発用品の貸出

団体や個人からの依頼に応じて、啓発図書やDVD、タペストリー等を貸出し、市民の消費生活に関する知識の向上を図る。

(2) 消費者教育推進のための人材の育成

ア 学校における人材の育成

学校での消費者教育において推進役となる教員の指導力が向上するよう、教員への消費者教育研修や講座を実施するとともに、消費者教育コーディネーターによる実践指導や授業をサポートできる人材の紹介等、教員への支援を行う。消費生活センターで所管する個別施策は次のとおりである。

(ア) 教員を対象とした消費者教育研修の実施

国民生活センターの消費者教育研修に教員を派遣することにより、教員の指導力の向上を図る。

(イ) オンラインによる消費者教育講座の実施

WEB会議システム等を利用したオンラインによる消費者教育講座を実施することにより、教員の学習機会を提供し、総合的な資質の向上に努める。

なお、令和7年度は、昨年度末に作成した「教員向け消費者教育オンライン講座－事例編一」の活用を図る。

(ウ) 消費者教育コーディネーターによる教員への支援

教育委員会や学校と連携して、学校における消費者教育の現状と課題を把握し、各学校での取組を推進するとともに、消費生活に関する情報提供や消費者教育に係る実践指導等を行

うことにより、学校での消費者教育の推進を図る。令和7年度も教員採用前研修での講話を行う。

(エ) 消費者教育をサポートする人材のあっせん

消費者教育に関する授業に必要となる専門的な知識を持つ人材をあっせんすることにより、わかりやすい授業の実現を図る。

(オ) 消費者教育コーディネーターの育成

消費者教育コーディネーターが、研修会への参加等により、消費者問題や消費者教育に関する知識等を身に付け、学校と連携した効果的な消費者教育の推進を図る。

イ 地域における人材の育成

地域での消費者教育の担い手として期待される消費者団体や高齢者の見守り活動を実施する団体等の活動がより活発になるよう、消費者被害の防止に関する講座や情報提供等を行うとともに、消費者団体への教育活動に対する支援等を行う。消費生活センターで所管する個別施策は次のとおりである。

(ア) 消費生活出前講座の実施

学校、高齢者団体、地域で高齢者を支援する団体などに講師を派遣し、消費者トラブルの実例などを通して、消費生活の基礎的知識の普及に努め、自立した消費者の育成と消費者被害の未然防止や拡大防止を図る。

(イ) 消費者大学の実施

消費者問題に対する学習意欲の高い消費者を対象に消費者大学を開講し、地域における消費者活動を担う人材づくりに取り組む。

(ウ) 消費生活サポーターの育成

高齢者等の見守り活動のあり方を学ぶための講座の実施や活動を支援する情報の提供等により、見守り活動を担う人材を育成し、高齢者等の消費者被害の未然防止や拡大防止を図る。

なお、令和7年度は、消費生活サポーターの見守り活動の充実を図るため、国民生活センターを通じて講師を招き、消費生活サポーター研修を実施するとともに、養成講座を実地で行い、新たな人材の育成を目指す。

(エ) 消費生活協力団体の育成

高齢者等の見守り活動のあり方を学ぶための講座の実施や活動を支援する情報の提供等により、消費者安全の確保に取り組む消費生活協力団体を育成し、消費者被害の未然防止や拡大防止を図る。

(オ) 公益社団法人広島消費者協会への支援

公益社団法人広島消費者協会が実施する教育活動・調査研究活動や地区活動等に対する事業補助、常勤職員の人件費補助を行い、地域で消費者教育を行う人材を育成する。

(カ) 消費者の自主活動の場の提供

消費者のための活動について、研修室を無料で提供することにより、消費者団体等の自主的な活動を支援する。

基本方針4 持続可能な社会の形成に向けた消費行動の推進

(1) エシカル消費の推進

ア エシカル消費の普及啓発

一人一人の消費行動が、人や社会、環境に重大な影響を及ぼすことに配慮して、消費者が自主的かつ合理的な消費行動を行うことができるよう、エシカル消費に関する意識を高めるための情報提供や地域で活動している団体等と連携した啓発活動等を実施するとともに、エシカル消費に

関連する商品を扱う店舗や市の啓発活動等を紹介するエシカルマップを作成し、エシカル消費の普及啓発活動の拡充を図る。消費生活センターで所管する個別施策は次のとおりである。

(ア) エシカルマップの作成

エシカル消費に関連する商品を扱う店舗やエシカル消費に関連する取組等が、身近にあることを周知するためのマップを作成し、市民のエシカル消費への意識を高めるとともに、行動の促進を図る。

なお、令和7年度は、エシカルマップ登録事業者と連携したイベントを実施するなどの取組を行い、エシカル消費の普及啓発を図る。

(イ) 消費者団体や事業者等と連携したエシカル消費の普及啓発事業

エシカル消費を普及促進するための動画やパンフレット等を用いて、各地域で活動している団体や事業者等と連携を図り、啓発活動を実施する。

(2) 持続可能な社会の形成に向けた事業活動の推進

ア 消費者志向経営の推進

事業者が、消費者全体の視点に立った事業活動を行うよう、消費者志向経営に関する情報提供を行うとともに、消費者志向経営に取り組んでいる事業者を顕彰し、取組意欲の向上を図る。消費生活センターで所管する個別施策は次のとおりである。

(ア) 事業者に向けた消費者志向経営の普及啓発

様々な機会をとらえて、事業者に消費者志向経営に関する情報提供等を行い、普及啓発を図る。

3 令和7年度(2025年度)消費生活センターの予算

項目	R7年度(2025年) 予算A	R6年度(2024年) 予算B	差引A－B	増減率
	千円	千円	千円	%
1 消費生活行政の総合的な推進	53	51	2	3.9
消費生活審議会の運営	53	51	2	3.9
消費生活基本計画の改定	0	0	0	—
2 消費者の権利の保護	13,325	2,263	11,062	488.8
相談業務体制の整備	11,115	100	11,015	0
相談業務体制の整備	19	19	0	
多重債務問題の相談体制強化	15	15	0	
窓口での外国人対応支援システム使用	66	66	0	
消費生活相談の新システム利用のためのネットワーク構築及び運用・保守	11,015	0	11,015	
相談員等の相談対応能力の強化	1,539	1,495	44	2.9
相談員等の研修参加	542	482	60	
法律専門家（弁護士）を活用した相談事業	997	1,013	▲ 16	
消費者被害の救済	611	610	1	0.2
消費生活紛争調停委員会の運営	11	10	1	
消費者訴訟の援助	600	600	0	
物価安定対策事業	60	58	2	3.4
物価安定対策事業	60	58	2	
3 消費者の自立の支援	18,796	18,518	278	1.5
情報提供	813	769	44	5.7
生活情報の提供	533	509	24	
くらしの情報紙の発行	280	260	20	
消費者教育・啓発	1,835	1,828	7	0.4
消費生活出前講座	1,292	1,292	0	
消費者教育の推進	76	69	7	
エシカル消費（倫理的消費）の推進	467	467	0	
消費者教育・啓発事業の強化	7,670	8,078	▲ 408	▲ 5.1
配食サービスを利用した高齢者への情報提供事業	700	673	27	
高齢者への消費生活相談周知事業	474	484	▲ 10	
高齢者サロンワーキング事業	1,120	1,975	▲ 855	
小学生向け夏休み研究学習会の開催	71	74	▲ 3	
子供向けイベントへの参画・出展による消費者教育	282	326	▲ 44	
新成人向けの消費者教育講習会	4,624	4,124	500	
学校等教育職員に対する研修	218	170	48	
食材配達サービスを利用した消費者への情報提供事業	154	202	▲ 48	
広島市消費生活審議会消費者教育部会の開催	27	50	▲ 23	
地域安全確保ネットワーク構築事業	1,279	847	432	51.0
高齢者等の消費者被害防止対策講座	231	231	0	
消費生活協力団体育成のための見守り講座	936	199	737	
消費生活サポーター養成講座（消費生活力向上応用講座）	84	93	▲ 9	
広島市消費生活審議会安全確保部会の開催	28	324	▲ 296	
消費者団体等の活動の推進	7,199	6,996	203	2.9
消費者団体等の育成指導	7,199	6,996	203	
4 消費生活センターの管理運営	25,372	26,603	▲ 1,231	▲ 4.6
消費生活センター管理運営（施設管理）	24,979	26,209	▲ 1,230	▲ 4.7
消費生活センター管理運営（展示啓発）	393	394	▲ 1	▲ 0.3
計	57,546	47,435	10,111	21.3

※人件費を除く。

消費生活センター予算の推移（単位：千円）						
区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
予算額	45,504	48,048	47,756	45,561	47,435	57,546
指数（令和2年度を100.0とする）	100.0	105.6	104.9	100.1	104.2	126.5